

官報

平成六年一月二十九日

○第百二十八回 参議院會議録第十四号

平成六年一月二十九日(土曜日)

午後五時三十一分開議

○議事日程 第十四号

平成六年一月二十九日
午前十時 本会議

- 第一 公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案(衆議院送付)
- 第二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案兩院協議会成案(衆議院送付)
- 第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案兩院協議会成案(衆議院送付)
- 第四 政党助成法案兩院協議会成案(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

- 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案兩院協議会成案
- 日程第二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案兩院協議会成案
- 日程第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案兩院協議会成案

平成六年一月二十九日 参議院會議録第十四号

日程第四 政党助成法案兩院協議会成案
(いずれも衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、協議委員長の報告を求めます。公職選挙法の一部を改正する法律案外三件兩院協議会参議院協議委員長平井卓志君。

〔報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔平井卓志君登壇、拍手〕

○平井卓志君 公職選挙法の一部を改正する法律案外三件兩院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、去る二十六日、本会議におきまして議長より指名された後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員長に私、平井卓志が、副議長に橋本敦君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、市川雄一君が協議委員長に、大出俊君が副議長にそれぞれ選任されました。

兩院協議会の初会の議長はくじにより決することになっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、本院側協議委員長は私、平井卓志が議長に当選いたしました。

翌二十七日の協議会におきましては、衆議院側協議委員長市川雄一君が議長を務め、まず衆議院側の渡部恒三君から議決の趣旨説明と兩院協議会を求めた理由の説明が行われました。次に、

本院側の坂野重信君から議決の趣旨説明が行われました。

次いで、衆議院側協議委員の石井一君、左近正男君、荒井聰君、森本晃司君、米沢隆君及び園田博之君から、また本院側協議委員の下条進一郎君、下稻葉耕吉君、関根則之君、橋本敦君及び青島幸男君から、それぞれ補足説明が行われました。

次いで、協議に入りまして、衆議院側協議委員の園田博之君から、衆議院議決案の規定中、小選挙区二百七十四人を二百八十八人に、比例代表二百二十六人を二百二十人にそれぞれ改めること、比例代表の名簿の単位に關し、全国を七ブロックに分け、得票数の集計は全国を通じて行うこと及び企業・団体献金を地方公共団体の議会の議員に係る公職の候補者に限り、五年間、資金管理団体に認めること等の協議案の提案の説明がなされました。

その後、懇談に移り、意見交換の後、協議を再開したところ、本院側各協議委員から、小選挙区・比例代表の定数配分の意義、七ブロック制とした根拠、首長への企業・団体献金を認めない理由、会期中における法案化の可能性、全国集計を行うブロック別名簿の問題点、自民党案を不可とした理由、参議院と同じ比例制を導入する理由等について熱心な質疑が行われました。

次いで、本院側協議委員橋本敦君から、提案はすべての点で改悪であり賛成できない旨、また青島幸男君からは、並立制は民主主義を破壊するもので廃案にしたい旨、それぞれ発言があり、私、平井卓志より、衆議院側の提案は問題点が多く受け入れられないので提案をまとめて示したい旨の発言を行いました。

その後、本院側協議委員山本富雄君より、日本共産党及び二院クラブの了解を得て、自由民主党として、総定数を四百七十一人とし、うち三百人は小選挙区、百七十一人は比例代表とすること、比例代表名簿の単位は都道府県とすること、企業、団体の寄附については資金管理団体を一人当

たり二団体とし、おのの年間二十四万円を限度とすること、政党助成額には上限枠を設けること等の四項目の提案が行われました。

これに対して、衆議院側各派協議委員から、各項目について賛成できない旨の発言がありました。

結局、協議会議長市川雄一君より、議長としての責任において成案を得るに至らなかったものとする旨の発言がありました。

その後、新たな事態に対応し、本二十九日、協議会を再開し、本院側の私が議長を務めました。協議に先立ち、衆議院側の市川雄一君より、一昨日の兩院協議会の運営について、私の判断で協議を打ち切ったのは配慮が足りず遺憾の意を表するとの発言がありました。

次いで、本院側の村上正邦君、橋本敦君及び青島幸男君より、二十七日の協議会の運営のあり方についてそれぞれ発言がありました。

次いで、衆議院側の市川雄一君より新たな協議案が提案され、昨日、土井衆議院議長からの提案をきっかけに、細川内閣総理大臣と河野自由民主党総裁との間で政治改革関連法案の成立に向けての協議が行われ、両者の合意が得られるに至りました。この合意には日本共産党及び二院クラブは参加していないことを付言いたしておきますとの発言があり、その後、協議案の前提となる合意された事項についての紹介がありました。

その合意事項は、
一、比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第八次選挙制度審議会の答申の十一ブロックを基本とする。
二、企業等の団体の寄附は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体(一に限る。)に對して、五年に限り、年間五十万円を限度に認める。

三、戸別訪問は、現行どおり禁止とする。
四、小選挙区選出議員の数は三百人、比例代表選出議員の数は二百人とする。

平成六年二月二十九日 参議院會議録第十四号

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案外三件

五、小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「三％」は、「二％」とする。

六、各政党に対する政党助成の上限枠は、前年収支実績の四十％とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限る。

七、投票方法は、記号式の二票制とする。

八、寄附禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九、衆議院選挙区画定のための第三者機関は、総理府に設置する。

十、以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各六名(計十二名)の委員により、協議を行うものとする。

これらの合意事項は、第二百二十九回国会において、連立与党と自由民主党とが共同して平成六年度当初予算審議に先立って実現させることを前提として、今国会では施行日を改めた上で衆議院議決案を成立させたい旨述べられました。

次に、協議案の内容は、公職選挙法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の以上三件については、衆議院議決のとおりとし、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案については、衆議院議決案附則第一条中「公布の日」を「別に法律で定める日」に改め、その他は衆議院議決のとおりとするものであります。

次いで、四案を協議案として議事を進めましたところ、本院側の坂野重信君から、積極的賛成とは言えないがやむを得ない旨、橋本敬君から、内容的、手続的にも問題があり賛成できない旨、青島幸男君から、民主主義に対する暴挙であり協議案には反対である旨、また衆議院側各会派協議委員から、協議案に賛成する旨の意見表明がそれぞれなされました。

次いで、四協議案を一括して採決の結果、出席協議委員の三分の二以上の多数をもって、四協議案はいずれも両院協議会の成案とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 四案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。有働正治君。

〔有働正治君登壇、拍手〕

○有働正治君 私、日本共産党を代表しまして、また民主主義を願われる多くの国会の皆様方とともに、細川首相と河野自民党総裁のトップ会談なる密室での談合協議で強行合意された暴挙を糾弾し、政治改革関連四法案に対し、反対討論を行うものであります。

第一は、憲法、国会法も眼中にないその無法ぶりであり、

周知のように、本院は去る二十一日、大差で小選挙区制など四法案を否決いたしました。これは、四法案が国民が求める金権腐敗政治一掃の願いを選挙制度にすりかえ、その内容も憲法と民主主義を踏みにじる、一片の大義も道理、理念もないことの裏証であり、二院制のもとの参議院の存在意義を内外に鮮明にしたものであります。

憲法の精神、第五十九条の規定からいえば、一院で否決された法律案は、当然、本院の議決に基づいて廃案とすべきであります。両院協議会の規定があるといっても、その制定の精神から見ても、一たん明確な審判が下ったいわゆる死んだ法案をそのまま復活させ、施行期日だけ空白にして法案を成立させることまでも可能にするものはありません。国民の皆さんが、これではいかなる憲法や法律があるうと数の力による密室談合で合意さえすれば何でもやれることになる、こんなファッショ的なことが許されるのかと激しい怒りの声を上げているのは当然のことではないでしょうか。

しかも、本院で一たん否決した同じ法案そのものを施行期日を外して再び採決を求め、さらに今国会では成案として提案できない四法案を一層改悪した合意内容なるものを全くの審議も抜きに是認させようとしていることは、国会と国民を冒瀆するものであると私は強く糾弾するものであります。

第二に、合意内容によって法案の危険性が一層鮮明になってきました。

一つは、最終合意案は小選挙区部分の定数を一層ふやし三百としました。我が党は、小選挙区制が憲法前文、第四十三条を初め憲法の国民主権、議會制民主主義を踏みにじり、大量の国民の意思を切り捨て、第一党に得票率以上の虚構の多数議席を自動的に保障する最悪の選挙制度であること、を告発し続けてまいりました。今回の合意は、比例部分をさらに少なくして、民意を一層切り捨てたものであります。その行き着く先は、三、四割台の得票で第一党に六割から七割もの議席を独占させ、ひいては憲法改悪への道であります。

総理は、合意後の深夜の記者会見で、政治改革なしには景気対策も一連の改革なるものも不可能であると改めて強調しましたが、そのわらいが米の輸入自由化、消費税率引き上げ、年金や医療の改悪、自衛隊の海外派兵など、アメリカや財界言いなりの、国民に限りない痛みを強制する強権政治にあることも一層鮮明になってまいりました。

二つには、金権腐敗根絶のなめである企業・団体献金を個人向けにも公然と認めるとしたことであります。もはや政治改革の名に値しないと私は断ぜざるを得ないのであります。

そのほか合意内容は、政党助成を温存し、二％になったとはいえ政党要件等阻止事項も温存しています。これらが憲法第十九条が保障する国民の思想、良心の自由を侵害すること、憲法第十四条の法との平等、第十五条の国民固有の参政権の侵害であることは疑い余地のないことであります。

第三に、この一週間の全経過は、与党、野党を問わず、各政党の信義と節操、民主主義に対する態度を根柢から問う結果となりました。

企業献金容認は絶対に認められないと言明しつつ結局容認した社会党、無節操にもさきに対峙していた法案をただ施行期日だけを抜いた法案を通過させる挙に出ている自民党は、国民の皆さん方に一体どう申し開きをするというのでしょうか。

しかし、国民の意思を踏みにじり、幾重にも憲法と民主主義を踏みつける悪法は強行されても、国民が許し続けるわけがありません。小選挙区制は民意をゆがめる選挙制度であり、世界の歴史の流れにも逆行するものだからであります。

国民の皆さん方が求めています政治改革は、何よりも金権腐敗政治の根絶です。まさに中央政界ルートにメスが入られようとしています。ゼネコン汚職や、細川首相の佐川からの一億四千万円入れの疑惑への国民の怒りや、マスコミの世論調査にははつきりとそのことが示されています。

日本共産党は、今国会に、一つの選挙区で一人しか顔が見えない小選挙区でなく、三人も五人も顔が見え、国民の意思がより尊重される現行中選挙区制の定数按本は正、企業・団体献金の禁止、使途不明金の根絶を内容とする独自の法律案を提出し、真の政治改革のため全力を挙げてまいりました。

日本共産党は、民主主義を願われるすべての国民の皆様方とともに、希代の悪法である今回の法案を廃案にするために引き続き闘い続ける決意を述べ、多くの皆さん方が反対の意思を表明されまことを訴えまして、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより四案を一括して採決いたします。

四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。
よって、四案は可決されました。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 今期国会の議事を終了するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会におきましては、公職選挙法の一部改正案を初めとする政治改革関連法案や平成五年度第二次補正予算など、当面する緊急の諸問題について熱心な審議が行われました。

ここに、議員各位の御尽力に対し、心から感謝の意を表する次第であります。

内外の時局はいよいよ多端な折から、各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍くださいますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

これにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員

野間 糾君 服部三男雄君
松谷蒼一郎君 矢野 哲朗君
南野知恵子君 楠崎 泰昌君
清水 達雄君 佐藤 泰三君
佐藤 静雄君 河本 三郎君
合馬 敬君 鹿熊 安正君
片山虎之助君 鎌田 要人君
木暮 山人君 清水嘉子君
尾辻 秀久君 石波 清元君
石川 弘君 井上 幸平君
陣内 孝雄君 二木 秀夫君
野沢 太三君 宮崎 秀樹君

大浜 方榮君 岡野 裕君
竹山 裕君 柳川 覺治君
大塚清次郎君 香掛 哲男君
田辺 哲夫君 西田 吉宏君
林 寛子君 石井 一二君
村上 正邦君 森山 眞弓君
宮澤 弘君 吉川 芳男君
大木 浩君 田沢 智治君
世耕 政隆君 野末 陳平君
井上 吉夫君 遠藤 要君
林田悠紀夫君 沢田 一精君
伊江 朝雄君 岩崎 純三君
大河原二郎君 山本 富雄君
山崎 正昭君 吉村剛太郎君
太田 豊秋君 笠原 潤一君
溝手 顯正君 狩野 安君
加藤 紀文君 岡 利定君
上野 公成君 関根 則之君
前島英三郎君 須藤良太郎君
成瀬 守重君 野村 五男君
星野 朋市君 大島 慶久君
坪井 一字君 真島 一男君
中曾根弘文君 鈴木 貞敏君
下稻葉耕吉君 志村 哲良君
木宮 和彦君 浦田 勝君
小野 清子君 斎藤 文夫君
松浦 孝治君 石井 道子君
守住 有信君 青木 幹雄君
上杉 光弘君 佐々木 満君
倉田 寛之君 久世 公義君
永田 良雄君 松浦 功君
高木 正明君 岡部 三郎君
板垣 正君 斎藤 十朗君
平井 卓志君 鈴木 省吾君
坂野 重信君 下条進一郎君
北 修二君 井上 裕君
前田 勲男君 井上 孝君

紀平 悌子君 新間 正次君
岩崎 昭弥君 中尾 則幸君
栗原 君子君 安恒 良一君
椎名 泰夫君 大脇 雅子君
薬科 満治君 上山 和人君
三重野栄子君 谷畑 孝君
山田 健一君 種田 誠君
岩本 久人君 肥田美代子君
堀 利和君 櫻井 規順君
西岡瑠璃子君 堂本 暁子君
森 暢子君 深田 肇君
國弘 正雄君 菅野 壽君
庄司 中君 菅野 壽君
篠崎 年子君 大淵 絹子君
竹村 泰子君 千葉 景子君
一井 淳治君 渡辺 四郎君
曾野 久光君 前畑 幸子君
角田 義一君 上野 雄文君
小川 仁一君 糸久八重子君
久保田真苗君 本岡 昭次君
浜本 万三君 梶原 敬義君
鈴木 和美君 大森 昭君
志苦 裕君 矢田部 理君
青木 新次君 峰崎 直樹君
今井 澄君 川崎 幸子君
風間 昶君 荒木 清寛君
喜岡 淳君 西野 康雄君
坂 正敏君 村田 誠醇君
山下 栄一君 横尾 和伸君
北村 哲男君 日下部代子君
吉田 達男君 白浜 一良君
武田 節子君 浜四津敏子君
会田 長栄君 清水 澄子君
三石 久江君 野別 隆俊君
木庭健太郎君 中川 嘉美君
猪熊 重二君 刈田 貞子君

山口 哲夫君 山本 正和君
細谷 昭雄君 稻村 稔夫君
片上 公人君 常松 克安君
牛嶋 正君 統 訓弘君
佐藤 三吾君 松前 達郎君
村沢 牧君 及川 順郎君
広中和歌子君 矢原 秀男君
中西 珠子君 田 英夫君
安永 英雄君 瀬谷 英行君
久保 巨君 大久保直彦君
和田 教美君 高桑 栄松君
黒柳 明君 山崎 順子君
鈴木 栄治君 西川 潔君
西山登紀子君 寺澤 芳男君
小島 慶三君 河本 英典君
直嶋 正行君 島袋 宗康君
高崎 裕子君 武田邦太郎君
萩野 浩基君 釘宮 磐君
江本 孟紀君 青島 幸男君
林 紀子君 井上 哲夫君
乾 晴美君 北澤 俊美君
泉 信也君 長谷川 清君
喜屋武真榮君 下村 泰君
吉川 春子君 栗森 喬君
小林 正君 平野 貞夫君
田村 秀昭君 寺崎 昭久君
足立 良平君 有働 正治君
橋本 敦君 池田 治君
笹野 貞子君 永野 茂門君
松尾 官平君 勝木 健司君
猪木 寛至君 吉岡 吉典君
市川 正一君 星川 保松君
古川太三郎君 中村 鋭一君
磯村 修君 井上 計君
吉田 之久君 山田 勇君
藤澤 弘君 立木 洋君
上田耕一郎君

國務大臣

自治大臣 佐藤 權樹君
國務大臣 (政治改革) 山花 貞夫君

議長の報告事項

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

川橋 幸子君 補欠 栗原 君子君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員会田長栄君提出東京電力福島第一原発2号機の緊急炉心冷却装置作動事故に関する質問に対する答弁書

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方分権に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)

同日議院において採択した「法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願」外三百七十八件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日議長は、一月十三日のシュメイコ・ヴラジミール・フィリッポヴィチ・ロシヤ連邦議会連邦院議長就任に際し、同議長宛祝電を送付した。

本日衆議院から次の両院協議会成案を受領した。公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案両院協議会成案

政治資金規正法の一部を改正する法律案両院協議会成案

政党助成法案両院協議会成案

日本本院は、衆議院送付の次の両院協議会成案を可決した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案両院協議会成案
政治資金規正法の一部を改正する法律案両院協議会成案
政党助成法案両院協議会成案

本日両院協議会参議院協議委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案両院協議会報告書

本日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査報告書

国の防衛に関する調査報告書

地方行政の改革に関する調査報告書

檢察及び裁判の運営等に関する調査報告書

国際情勢等に関する調査報告書

租税及び金融等に関する調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査報告書

社会保障制度等に関する調査報告書

農林水産政策に関する調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査報告書

運輸事情等に関する調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査報告書

労働問題に関する調査報告書

建設事業及び建設諸計画等に関する調査報告書

予算の執行状況に関する調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査報告書

科学技術振興政策樹立に関する調査報告書

公害及び環境保全政策樹立に関する調査報告書

災害対策樹立に関する調査報告書

政治改革に関する調査報告書

沖縄及び北方問題に関する調査報告書

調査報告書

国会等の移転に関する調査報告書
地方分権の推進に関する調査報告書
規制緩和に関する調査報告書
国際問題に関する調査報告書
国民生活に関する調査報告書
産業・資源エネルギーに関する調査報告書
本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律
衆議院議員選挙区画定審議会設置法
政治資金規正法の一部を改正する法律
政党助成法

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
一、行政機構並びにその運営に関する件
二、恩給及び法制一般に関する件
三、公務員の制度及び給与に関する件
四、栄典に関する件
地方行政委員会
一、地方自治に関する件
二、地方財政に関する件
三、警察に関する件
四、消防に関する件
法務委員会
一、裁判所の司法行政に関する件
二、法務行政及び檢察行政に関する件
三、国内治安に関する件
四、人権擁護に関する件
外務委員会
一、児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)
二、国際情勢に関する件
大蔵委員会
一、国の会計に関する件
二、税制に関する件
三、関税に関する件

四、金融に関する件
五、証券取引に関する件
六、外国為替に関する件
七、国有財産に関する件
八、専売事業に関する件
九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件
文教委員会
一、文教行政の基本施策に関する件
二、学校教育に関する件
三、社会教育に関する件
四、体育に関する件
五、学術研究及び宗教に関する件
六、国際文化交流に関する件
七、文化財保護に関する件
厚生委員会
一、水道原水質保全事業の実施の促進に関する法律案(内閣提出第一九号)
二、厚生関係の基本施策に関する件
三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
農林水産委員会
一、農林水産業の振興に関する件
二、農林水産物に関する件
三、農林水産業団体に関する件
四、農林水産金融に関する件
五、農林漁業災害補償制度に関する件
商工委員会
一、通商産業の基本施策に関する件
二、中小企業に関する件
三、資源エネルギーに関する件
四、特許及び工業技術に関する件
五、経済の計画及び総合調整に関する件
六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
七、鉱業と一般公益との調整等に関する件
運輸委員会
一、陸運に関する件
二、海運に関する件

- 三、航空に関する件
- 四、港湾に関する件
- 五、海上保安に関する件
- 六、観光に関する件
- 七、気象に関する件

通信委員会

- 一、通信行政に関する件
- 二、郵政事業に関する件
- 三、郵政監察に関する件
- 四、電気通信に関する件
- 五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

- 一、建設行政の基本施策に関する件
- 二、都市計画に関する件
- 三、河川に関する件
- 四、道路に関する件
- 五、住宅に関する件
- 六、建築に関する件
- 七、国土行政の基本施策に関する件

安全保障委員会

- 一、自衛隊法の一部を改正する法律案(鈴木宗男君外五名提出、衆法第一号)
- 二、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

科学技術委員会

- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
- 三、宇宙開発に関する件
- 四、海洋開発に関する件
- 五、生命科学に関する件
- 六、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

- 一、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(内閣提出第二二〇号)
- 二、環境保全の基本施策に関する件

- 三、公害の防止に関する件
- 四、自然環境の保護及び整備に関する件
- 五、快適環境の創造に関する件
- 六、公害健康被害救済に関する件
- 七、公害紛争の処理に関する件

議院運営委員会

- 一、米の自給方針堅持に関する決議案(森喜朗君外四名提出、決議第一号)
- 災害対策特別委員会
- 一、災害対策に関する件
- 石炭対策特別委員会
- 一、石炭対策に関する件
- 消費者問題等に関する特別委員会
- 一、物価問題等国民の消費生活に関する件
- 交通安全対策特別委員会
- 一、交通安全対策に関する件
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件
- 国会等の移転に関する特別委員会
- 一、国会等の移転に関する件
- 地方分権に関する特別委員会
- 一、地方分権の推進に関する件
- 規制緩和に関する特別委員会
- 一、規制緩和に関する件

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

- 農林水産委員会
- 外国産牛肉輸入調整法案(江藤隆義君外四名提出、衆法第一一五号)

両院協議会報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)
右については、別紙のとおり両院協議会の成案を得た。よって報告する。

平成六年一月二十九日

公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会
参議院協議委員長 平井 卓志
参議院議長 原 文兵衛殿

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案
衆議院議決のとおりとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案
右の案は本院において可決した。
よって国会法第九十三条により送付する。
平成六年一月二十九日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案
衆議院議決のとおりとする。

両院協議会報告書
衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)

右については、別紙のとおり両院協議会の成案を得た。よって報告する。
平成六年一月二十九日

公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会
参議院協議委員長 平井 卓志
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案両院協議会成案

衆議院議決案附則第一条中「公布の日」を「別に法律で定める日」に改める。
その他は、衆議院議決のとおりとする。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案両院協議会成案

右の案は本院において可決した。
よって国会法第九十三条により送付する。
平成六年一月二十九日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案両院協議会成案
衆議院議決案附則第一条中「公布の日」を「別に法律で定める日」に改める。
その他は、衆議院議決のとおりとする。

両院協議会報告書
政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

右については、別紙のとおり両院協議会の成案を得た。よって報告する。
平成六年一月二十九日

公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会
参議院協議委員長 平井 卓志
参議院議長 原 文兵衛殿

政治資金規正法の一部を改正する法律案両院協議会成案

政治資金規正法の一部を改正する法律案両院協議会成案

右の案は本院において可決した。
よって国会法第九十三条により送付する。
平成六年一月二十九日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

(四) 計算後の累積疲労損傷係数は〇・〇七〇とされているというが、これは四本の給水ノズル全て同じか。それぞれの給水ノズルについて数値を教示されたい。

(五) 割り取る前に「液体探傷試験」、「放射線透過試験」、「磁粉探傷試験」、「超音波探傷試験」などの各種試験をしているはずだが、その結果はどのようなものか。行ったそれぞれの試験について、その結果を教示されたい。

(六) 計画どおりの深さまで削られたかどうか、資源エネルギー庁は確認しているのか。

(四) 削った深さを確認しているとすればどのような方法で行ったか。

平成六年一月二十八日

内閣総理大臣 細川 護熙

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員会田長栄君提出東京電力福島第一原発2号機の緊急炉心冷却装置作動事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員会田長栄君提出東京電力福島第一原発2号機の緊急炉心冷却装置作動事故に関する質問に対する答弁書

一 (一) から (四) までについて
法令上、原子力発電所の事故及び故障について一般的に定義したものはないが、原子炉設置者から内閣総理大臣又は通商産業大臣に対し、報告させることができる原子力発電所における事故及び故障として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三百二十四号)第二十二條第二項及び第四項に、原子炉施設に關し人の障害が発生した事故及び原子炉施設の故障(原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く)が規定されている。

なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関

する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。第二十四條第二項に、原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となつたとき、原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があつたとき、原子炉施設に關し人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等は、原子炉設置者が通商産業大臣に報告しなければならぬ旨が規定されている。

また、電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)第三條に、電気事業者が通商産業大臣及び所轄通商産業局長に報告しなければならない事故として、放射線事故、主要電気工作物の損壊事故、発電支障事故等が規定されている。

なお、法令上、原子力発電所における過酷事故、事象及びトラブルについて規定されたものはない。

一 (内) 及び (外) について
原子炉施設等の事故記録については、実用炉規則第七條第一項において、原子炉設置者は、原子炉ごとに、事故の発生及び復旧の日時、事故の状況及び事故に際して採つた処置、事故の原因並びに事故後の処置を記録し、保存しておくかなければならないと規定されているところであり、事故の状況等を的確に把握するために必要な情報等については、適切に記録し保存すべきであると考えらる。

二 (一) について
昭和五十六年五月に東京電力株式会社(通商産業大臣に対し提出した福島第一原子力発電所2号機の原子炉停止に関する報告書は、実用炉規則第二十四條第二項の規定に基づきものである。

二 (二) について
通商産業省においては、法令に基づく申告又

は届出に係る文書の保存期間は、原則として一年間とし、特に必要がある場合には、この保存期間を超えて保存することとしている。

二 (三) 及び (四) について
昭和五十六年五月十二日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所2号機の停止に關しては、東京電力株式会社から、実用炉規則第二十四條第二項に基づき通商産業大臣に対し、また、電気関係報告規則第三條に基づき通商産業大臣及び所轄通商産業局長に対して報告が行われているが、その際提出された報告書については、現在、通商産業省において保存してない。そのため、それぞれの法令に基づいて提出された報告書が同一なものであるか否かは確認できない。

二 (四) について
原子炉施設等の事故記録の保存については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。第六十八條の規定により、必要限度において立入検査等を行い、確認することができると定められているが、昭和五十六年五月十二日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所2号機の停止に關する記録が東京電力株式会社において保存されているか否かについては、確認していない。

二 (四) について
原子炉等規制法第三十四條の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者は、原子炉等規制法第八十條第一号の規定により、二十万円以下の罰金に処される。

三 (一) について
東京電力株式会社からは、残っている原子炉圧力の記録から判断すると、逃がし安全弁が最初に開いた時刻は、午前零時二十二分頃と推定されると聞いている。

三 (二) について
東京電力株式会社からは、逃がし安全弁は運転員の操作により開けていたものであると聞いている。

三 (三) 及び (四) について
東京電力株式会社からは、沸騰水型原子炉の場合、原子炉の停止の際には原子炉水位を維持しながら原子炉圧力を下げることが必要となるため、運転員の操作により適切な減圧操作を行ったものであると聞いている。

三 (四) 及び (五) について
東京電力株式会社からは、沸騰水型原子炉の場合、原子炉の停止の際には原子炉水位を維持しながら原子炉圧力を下げることが必要となるが、実際の操作に当たっては、種々の方法が取り得るため、原子炉圧力の減少の経過が異なることがあり得ると聞いている。

三 (六) について
東京電力株式会社からは、常用系の高圧復水ポンプ一台及び給水ポンプ一台を起動し、原子炉水位が回復していることが確認できたため、その後、非常用炉心冷却系(以下「ECCS」という。)を手動で停止したものであると聞いている。

三 (七) について
ECCSの手動による停止に關する運転操作については、東京電力株式会社が、保安規定等に基づく運転操作基準において定めているところであるが、東京電力株式会社からは、当該基準上、ECCSを手動で停止する場合は、原子炉水位が十分に余裕をもつて確保できることを総合的に判断してから行うこととしており、昭和五十六年の場合のECCSの手動による停止は当該基準に違反したものでないとい聞いている。

三 (八) について
東京電力株式会社からは、平成四年の場合は給水及び復水系に係る作業に關連して原子炉が

平成六年一月二十九日 参議院会議録第十四号 質問主意書及び答弁書

停止し、ECCSの作動にまで至ったものであり、原子炉が停止した当初から給水及び復水系に注目していたため、迅速に当該系統の復旧操作を実施できたものであると聞いている。

三の(付)について

東京電力株式会社からは、いずれの場合も、福島第一原子力発電所2号機の原子炉圧力容器内の冷却水の量は約二百トンであると聞いている。

三の(四)について

東京電力株式会社からは、福島第一原子力発電所2号機の逃がし安全弁から放出された冷却水の量は、昭和五十六年の場合は約百トン、平成四年の場合は約三十五トンと推定されると聞いている。

四の(付)について

東京電力株式会社からは、福島第一原子力発電所2号機の給水ノズル内面の最低到達温度については、昭和五十六年及び平成四年のいずれの場合も評価していないが、これらの場合よりも厳しい条件の下で、当該給水ノズルが十分な強度を有するものであると評価しており、問題はないと聞いている。

なお、炉水温度については、昭和五十六年の場合は最低でも摂氏約百二十度、平成四年の場合は最低でも摂氏約百五十五度と評価していると聞いている。

また、平成四年の場合の当該給水ノズル外周部に取り付けた温度センサーが示した値は、最低でも摂氏約二百六十度であると聞いている。

四の(三)について

福島第一原子力発電所2号機の給水ノズルの改造工事に係る工事計画書については、昭和五十七年十一月十日に、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十一条に基づき、東京電力株式会社から通商産業大臣に対して行われた工事計画認可申請に際して提出されている。

四の(三)について

昭和五十七年十一月十日に東京電力株式会社から通商産業大臣に対して行われた福島第一原子力発電所2号機の給水ノズルの改造工事に係る工事計画認可申請に際して提出された書類においては、当該給水ノズルの切削加工後の寸法のみが記載されているため、当該書類において当該給水ノズルの内径をどの程度切削加工することになっていたかは把握できない。

四の(四)について

当該給水ノズルについては、内圧、熱負荷及び外荷重を荷重として考慮した強度計算を東京電力株式会社が実施している。

通商産業省においては、電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第三十二条第一項に基づいて東京電力株式会社から提出された当該給水ノズルに関する強度計算書により、強度計算のための条件、計算の方法及び計算の結果が、発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和五十五年通商産業省告示第五百一十号)に適合していることを確認している。

四の(四)について

当該給水ノズルの疲労評価においては、個々の給水ノズルを評価しているわけではなく、最も厳しい条件下にある給水ノズルを想定してその疲れ累積係数を求め、評価している。

なお、右評価によれば、給水ノズルについて、その管台における最大の疲れ累積係数は、〇・〇七〇である。

四の(四)について

東京電力株式会社からは、当該給水ノズルについて、その改造工事の前に、液体浸透探傷試験を実施したが、その健全性に関して問題はなかったと聞いている。

四の(四)について

当該給水ノズルの寸法については、東京電力株式会社が測定しており、強度計算により許容される範囲内の寸法が確保されていることを確認している。

四の(四)について

認していると聞いている。
東京電力株式会社からは、内径等を測定することにより、当該給水ノズルの寸法を確認したと聞いている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第九号の発送は都合により後日となる)
ため、第十四号を先に発送しました。

発行所 千一〇五 東京港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03(3587)4294
定価 本号一部
送料 三円をきり
送料別